

指定管理者制度導入が都市公園の管理運営に及ぼした影響

—札幌市民との関係に着目して—

環境資源学専攻 森林・緑地管理学講座 森林政策学 水野 明洋

1. 本研究の目的と背景

本研究の目的は、札幌市にある都市公園を対象として、指定管理者の管理運営に市民がどのように関わっているかを明らかにするとともに、管理運営に関わることで浮上する課題を考察することである。

指定管理者制度は、国が公園管理業務の効率化や公園管理に掛かる経費を削減することを目的に創設した制度であり、本研究の事例地である北海道札幌市でも 2006 年度から指定管理者制度の運用を開始し、民間団体を都市公園の指定管理者として選定していった。札幌市は「札幌市みどりの基本計画」の中で都市公園の魅力の向上を掲げており、指定管理者に対して市民と関わりを持ちながら都市公園の管理をすることを求めている。また、平田（2010）の研究では、指定管理者と市民との協働の管理運営が魅力的な都市公園の一助になると示されており、指定管理者がどのように市民と関わりも持っているのかを把握することは、指定管理者が魅力的な都市公園の管理をしていく上で必要なことだと考えられる。しかし、これまでに指定管理者と市民との関係に着目した研究は少ない。

2. 研究方法

本研究では、指定管理者制度が導入されている都市公園の指定管理者に聞き取り調査を行った。また、聞き取り調査を行う中で、公園で働く関係者から聞くことができた協働による公園の管理運営を行っている 12 箇所の都市公園で聞き取り調査を行った。その他に、公園で活動している地域住民への聞き取り調査と公園で行われているイベント等へも参加し、参与観察も行った。12 箇所の都市公園で聞き取り調査を行う中で、指定管理者の裁量の違いによって、指定管理者が市民と関わりを持つ取り組みを行う場合に市民を関与させる度合いが違っていた。本研究では、指定管理者が市民と関わりを持つ取り組みを行う場合に、指定管理者と市民のどちらが主導権を持って、取り組みの企画運営を行っているかに注目して、公園のタイプ分けを行った。

3. 結果

市民が主導権を持っているタイプ①の公園では、指定管理者制度導入以前に市民が中心となって市民同士のネットワークを形成していた。そして指定管理者はその一員となり、話し合いを行いながら市民と関わりを持つ取り組みを行っていた。指定管理者が主導権を持っているタイプ②の公園では、指定管理者がボランティア団体を組織し、市民と関わりを持つ機会を作っていた。そして、指定管理者は市民をまとめながら、市民と関わりを持つ取り組みを行っていた。また、タイプ①の公園では、市民が公園を自由に利用することによる、公園の私物化のおそれ、タイプ②の公園では、指定管理者が市民をまとめることによる、負担の増加を課題として挙げる事が出来た。

4. 考察

課題解決に向けては、公園間での情報の共有が必要であると考えられる。タイプ①とタイプ②の公園では、それぞれ違った課題を抱えている。その中で、タイプ①の公園の課題解決の示唆がタイプ②の公園に、タイプ②の公園の課題解決の示唆がタイプ①の公園にあると考えられる。